

令和5年度法務省調達改善計画の年度末自己評価結果(要約版)

主な計画内容	取組結果
1 重点的な取組	
(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実(本省、地方支分部局等)	
<p><取組内容等></p> <p>(一者応札の解消等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析した上、分析結果に応じて仕様の見直し及び明確化などを行うことにより、一者応札の解消等を図る。 <p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一者応札の契約割合について、対前年度以下又は一者応札の解消による契約額の削減により、調達コストの削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、事業者等に対するヒアリング等の取組を行った結果、前年度一者応札となっていた案件のうち112件が複数者応札となり、費用比較が可能な49件で、合計39,513千円(削減率14.3%)の調達費用を削減。 5,293件(前年度5,260件)の一般競争入札のうち、1,037件(前年度903件)が一者応札となった(競争入札全体に占める一者応札の契約割合は17.2%から19.6%に増加。)
(2) 地方支分部局等における取組の推進(地方支分部局等)	
<p><取組内容等></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方支分部局等における汎用的な物品役務等の調達について共同調達を実施するほか、より効果的な共同調達の検討・推進等に取り組む。 <p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 共同調達の実施又は仕様及び調達単位の見直しにより、調達コストの削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様の変更や調達単位の検討を行った上、1,168件の共同調達を実施した結果、費用比較が可能な270件で、合計159,592千円(削減率10.8%)の調達費用を削減。
2 共通的な取組	
調達事務のデジタル化の推進(本省、地方支分部局等)	
<p><取組内容等></p> <ul style="list-style-type: none"> 競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達手続における書面・押印・対面の見直しを推進し、調達事務の効率化や事業者の負担軽減を目指す。 <p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 電子調達システムを利用した電子入札率及び電子契約率を対前年度以上として、入札・契約手続のデジタル化の推進を図るとともに、見積書や請求書等の徴取、入札及び契約等の一連の調達手続を、電子調達システムや電子メール等で実施することに努め、調達事務の効率化や事業者の負担軽減等を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札案件5,293件のうち、3,901件(73.7%)の調達において電子調達システムによる入札を可能とし、電子入札率は前年度56.5%(2,098件/3,712件)から57.3%(2,235件/3,901件)に、電子契約率は前年度15.6%(332件/2,124件)から18.4%(412件/2,237件)に向上した。 見積書等の徴取について、押印不要とした上で電子メールにより実施している官署の割合は、見積書が82%(前年度67%)、請求書が65.4%(前年度47%)、請書が38%(前年度28%)となった。

重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画										令和5年度末自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日~令和6年3月31日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
							目標達成予定時期						定量的	定性的					
○	○	調達改善に向けた審査・管理の充実 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析した上、分析結果に応じて右の取組を実施するなどして、一者応札の解消を図る。	【一者応札の解消等】 ○入札前の取組(事前審査) ・仕様の見直し及び明確化 ・受注実績の必要性及び競争参加資格の見直し ・発注単位及び発注時期の見直し ・国庫債務負担行為による複数年度契約の活用 ・履行のための準備期間及び履行期間の十分な確保 ・新規参入業者の調査 ・インターネット等を利用した市場価格の調査及び調査結果と過去の契約価格との比較・検証 ・情報システムに係る調達について、デジタル統括アドバイザーの知見を活用 ○入札時の取組 ・公告期間の十分な確保 ・入札説明会及び質問対応の充実 ・事業者等への理解促進のための配布資料等の充実(システム運用・保守については、作業マニュアル等を閲覧資料化) ・調達の情報提供の充実 ・電子調達システムの活用 ○入札後の取組(事後審査) ・事業者等に対するヒアリング、一者応札案件の要因分析、改善策の検討及び今後の取組への活用 ・一者応札案件の要因分析結果の集約及び効果的な取組の情報共有 ・契約監視会議における継続的な一者応札案件等の重点的審査及び外部有識者の意見・助言等の情報共有 ・外部有識者の意見の反映状況及び一者応札の改善状況を再度契約監視会議に報告	一者応札案件の調達類型別の分析の結果、①調査研究、情報システム調達を始め、依然として一者応札の割合が高い調達類型があること、②物品役務等の同種・同種の調達案件において、ある官署では複数者応札であるにもかかわらず、他の官署では一者応札となっている場合があること、③同一の官署において、過去に複数者応札となったものの、再び一者応札となった案件があるほか、競争契約全体に対する一者応札案件の割合は、令和2年度及び令和3年度は16.8%であり、取組の効果は見られるものの、近年はほぼ横ばいで推移していることから、引き続き、左記取組を確実に実施した上、その効果を検証・評価し、一者応札の解消に向けた取組を的確に実施していく必要があるため。	A	H24	(本省・地方支分部局等) 一者応札の契約割合について、対前年度以下又は一者応札の解消による契約額の削減により、調達コストの削減を図る。	R6年3月まで	A	H24	(本省・地方支分部局等) 令和4年度の調達において一者応札となった案件の調達に当たり、個別にその要因分析などを行った上、公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、事業者等に対するヒアリング等の取組を実施した。 また、一者応札案件(予定価格1,000万円以上)の要因分析について、本県で統一的な様式を作成し、同様式に従って要因分析を行うよう地方支分部局等へ通知した。今後、本県においてその結果を集約し、地方支分部局等に分析結果を周知するなど、一者応札の解消に向けた取組を行う予定である。	B	(本省・地方支分部局等) 公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、事業者等に対するヒアリング等の取組を行った結果、前年度一者応札となっていた案件のうち112件が複数者応札となり、費用比較が可能な49件で、合計39,513千円(削減率14.3%)の調達費用を削減。 5,293件(前年度5,260件)の一般競争入札のうち、1,037件(前年度903件)が一者応札となった(競争入札全体に占める一者応札の契約割合は17.2%から19.6%に増加)。	-	R5年度	(本省・地方支分部局等) ヒアリングの結果、受注者側の社内事情(コスト面、人員面等)により入札の参加が見送られ、一者応札となった案件が多くを占めているところ、前年度の契約は複数者応札であったものの、今年度は一者応札となった案件が散見されたことから、一者応札の解消に向けた継続的な取組を実施していく必要がある。	(本省・地方支分部局等) 一者応札の個別要因を的確に分析し、分析結果に応じた適切な取組を行い、一者応札の解消を図る。 また、発注単位及び発注時期の見直し、履行期間の十分な確保、新規参入業者の調査、公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実などの取組を行う。		
○		地方支分部局等における取組の推進 地方支分部局等における汎用的な物品役務等の調達について共同調達を実施するほか、より効果的な共同調達の検討・推進等に取り組む。	【共同調達の有効活用】 ・合同庁舎単位、近隣官署単位、地方ブロック単位での共同調達の実施 ・共同調達実施品目数の拡大 ・仕様の検討 ・調達単位の検討 ・他組織・他府省庁との共同調達の実施 ・本県のほか地方支分部局等が実施した共同調達に関するベストプラクティスの共有・展開等	調達単位の適正性や費用対効果の確保に留意しつつ、実施品目数や組織の拡大、共同調達の効果を高めるための仕様の検討に取り組む必要があるため。	A	H24	(地方支分部局等) 共同調達の実施又は仕様及び調達単位の見直しにより、調達コストの削減を図る。	R6年3月まで	A	H24	(地方支分部局等) 汎用的な物品役務等について、仕様や調達単位の検討の上、合同庁舎単位、近隣官署単位、地方ブロック単位での共同調達を実施するなど、調達コスト削減に向けた取組を実施した。	A	(地方支分部局等) 仕様の変更や調達単位の検討を行った上、1,168件の共同調達を実施した結果、費用比較が可能な270件で、合計159,592千円(削減率10.8%)の調達費用を削減。	-	R5年度	(地方支分部局等) より効果的な共同調達を推進していくため、引き続き、他組織・他府省庁との共同調達の実施に向けて、適切な調達単位・仕様の検討を行う必要がある。	(地方支分部局等) 共同調達の更なる推進を図るとともに、共同調達の実施による効果の把握・検証を継続的に行う。		
	○	調達事務のデジタル化の推進 競争性、公正性、透明性を確保しつつ、右の取組を実施するなどして、調達事務の効率化や事業者の負担軽減を目指す。	【調達手続における書面・押印・対面の見直し】 ・実施可能な官署において、オンライン形式による入札説明会の実施 ・見積書、請求書等について、押印不要とした上での電子メールによる徴取 ・電子調達システムを活用した入札・契約手続のデジタル化の推進 ▷原則として電子調達システムの入札機能を利用して調達を実施 ▷電子調達システムを利用した契約手続の実施 ▷利用率向上のため、電子入札・電子契約ができる旨、事業者への周知等を実施 ・本省及び地方支分部局等における調達事務のデジタル化に関する効果的な取組の情報共有等		A+	R4	(本省、地方支分部局等) 電子調達システムを利用した電子入札率及び電子契約率を対前年度以上として、入札・契約手続のデジタル化の推進を図るとともに、見積書や請求書等の徴取、入札及び契約等の一連の調達手続を、電子調達システムや電子メール等で実施することに努め、調達事務の効率化や事業者の負担軽減等を図る。	R6年3月まで	A+	R4	(本省、地方支分部局等) 電子調達システムを利用した入札及び契約を実施するとともに、見積書や請求書等を押印不要とした上での電子メールによる徴取を実施した。	A	(本省、地方支分部局等) 入札案件5,293件のうち、3,901件(73.7%)の調達において電子調達システムによる入札を可能とし、電子入札率は前年度56.5%(2,098件/3,712件)から57.3%(2,235件/3,901件)に、電子契約率は前年度15.6%(332件/2,124件)から18.4%(412件/2,237件)に向上した。 見積書等の徴取について、押印不要とした上で電子メールにより実施している官署の割合は、見積書が82%(前年度67%)、請求書が65.4%(前年度47%)、請書が38%(前年度28%)となった。	-	R5年度	(本省、地方支分部局等) 電子調達システムの更なる利用率向上のためには、引き続き、事業者へ電子入札及び電子契約ができる旨、周知する必要がある。	(本省、地方支分部局等) 事業者に対して電子調達システムの利用率向上に向けた取組を実施する。		

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日「デジタル庁」等)。
 電子入札率=(電子応札案件数/電子入札案件数)
 ・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な件数(紙と電子の混合も含む)
 ・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
 電子契約率=(電子契約案件数/電子応札案件数+電子入札によらない電子契約数)
 ・電子契約案件数:契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。
 ・電子入札によらない電子契約数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数(電子契約案件数の内数)

その他の取組

調達改善計画		令和5年度末自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日~令和6年3月31日)	
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
<p>○少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施</p> <p>・ 少額随意契約可能案件について、事務負担等を考慮の上、一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積合わせを検討、実施する。</p>	継続	少額随意契約可能案件について、一般競争入札及びオープンカウンター方式による見積合わせを453件実施した結果、調達の仕様が同等であるなど、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な36件では、合計2,500千円(削減率14.2%)の調達コストが削減された。	-
<p>○カード決済の活用</p> <p>・ 「会計業務の効率化に向けた改善計画」(平成28年7月29日付け旅費・会計等業務効率化推進会議決定)に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済を活用する。</p>	継続	-	ガス料金など3案件につき、新規にクレジットカード決済を導入するなど、116官署(39.2%)において、クレジットカード決済を活用し、事務の効率化が図られた。
<p>○内部監査の活用</p> <p>・ 大臣官房会計課が地方支分部局等に赴いて実施する内部監査時において、調達改善に係る取組を周知するとともに、取組状況等を把握し、必要に応じて、その結果等を全庁に周知する。</p>	継続	-	調達改善の取組推進のため、内部監査時において、監査対象庁に対し、調達改善計画の自己評価結果を改めて周知するなどし、地方支分部局等における調達改善についての理解を深めた。
<p>○新たな調達手法を採用した取組</p> <p>・ 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」(平成28年3月22日付けすべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するなどの取組を行う。</p>	継続	総合評価落札方式及び企画競争方式による調達案件148件のうち、133件(89.9%)の調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定する取組を実施した(自動車の購入及び賃貸借に係る契約を除く。)	-

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

様式3

外部有識者の氏名・役職【大曾根 匡(専修大学教授)】 意見聴取日【令和5年11月7日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和5年度法務省調達改善計画上半期の自己評価結果について	○調達手続のデジタル化について、電子入札率・契約率のいずれも前年度以上となるなど、各取組について継続的に実施されており、着実に効果が得られている。より効果が得られるよう、各取組を推進し、引き続き、適切に対応いただきたい。	○外部有識者からの意見を踏まえ、調達改善計画の取組について、より効果が得られるよう、明らかとなった課題等に適切に対応するため、引き続き各取組を推進する。

外部有識者の氏名・役職【諏訪 雄三(共同通信社編集委員兼論説委員)】 意見聴取日【令和5年11月19日、令和6年6月20日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和5年度法務省調達改善計画上半期の自己評価結果について	○一者入札が減っているのは評価できる。それによって予算が有効活用されているのか、あるいは、別のところで高い入札によって、結局は有効活用にまで至っていないのか。一者入札を減らした効果を総合的に説明してほしい。	○一者応札の解消により削減できた調達費用は、物件費等の高騰により増加した調達費用に充てるなどして活用している一方で、一者応札が解消されない案件や前回複数者応札であったものの、今回一者応札となった案件も存することから、外部有識者からの意見を踏まえ、引き続き、一者応札の解消に向けた取組を推進する。
○令和5年度法務省調達改善計画年度末の自己評価結果について	○IT企業が自社で開発したシステムについて、その更新やメンテナンスに有利になるのは分かる。これを結局は同じ企業が落札する入札という方法で価格の正当性を評価する方がいいのか、随意契約にしながら、内容と単価を見ながら、適正な価格かどうかを判断する方法にするのか、政府で考える必要があるのではないか。	○システムの更新や保守に関する調達を含め、調達実施の際には、外部有識者からの意見を踏まえ、適正な金額面の評価方法を検証し、適切な契約方式による調達を推進する。

外部有識者の氏名・役職【田中 早苗(弁護士)】 意見聴取日【令和5年11月13日、令和6年6月11日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和5年度法務省調達改善計画上半期の自己評価結果について	○共同調達の取組等の効果が着実に得られているため、引き続き適切に実施されたい。	○外部有識者からの意見を踏まえ、今後も共同調達の取組をはじめ、調達改善計画の各取組を着実に推進する。
○令和5年度法務省調達改善計画年度末の自己評価結果について	○共同調達の取組等の効果が着実に得られているため、引き続き適切に実施されたい。	○外部有識者からの意見を踏まえ、共同調達の取組等の効果が得られた案件については引き続きより効果的な仕様の検討等を行うとともに、地方支分部局等における共同調達の取組をより一層推進するほか、各調達改善計画の取組を着実に推進する。

外部有識者の氏名・役職【柳川 重規(中央大学教授)】 意見聴取日【令和6年6月12日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和5年度法務省調達改善計画年度末の自己評価結果について	○共同調達の実施、仕様及び調達単位の見直しは効果が表れているようなので、引き続き適切に対応いただきたい。 ○電子入札及び電子契約は、一者応札の解消にもつながるように思われるので、引き続き適切に実施いただきたい。	○外部有識者からの意見を踏まえ、調達単位の見直しを含めて共同調達を適切に実施するとともに、仕様の条件について十分に検討することとし、引き続き調達改善計画の取組を着実に推進する。 ○調達事務のデジタル化については、職員の知識の涵養・意識の向上のほか、事業者側の理解、協力等が必要となることから、電子調達システムの利用率向上のための内外に向けた各種取組を着実に推進する。